# 住居確保給付金の支給期間が延長されます

### これまで

離職、廃業、休業等に伴う収入の減少により、 住居を失うおそれが生じている方々について、 原則3ヶ月間、最長9ヶ月間、家賃相当額を支給。



#### 令和3年1月1日以降※

最長で12か月まで延長することが可能になります ※令和2年度中に新規申請して受給を開始した方に限ります

#### 申請できる方は

収入要件、資産要件のほか、 以下の<u>求職活動を行う方が対象</u>となります。 ※原則として、全ての活動を行っていただく必要があります

- ・支援プランに沿った活動 (家計の改善、職業訓練等)
- ・ハローワークへの求職申込
- ・月に2回のハローワークでの職業相談
- ・週に1回の企業等への応募、面接

※活動は<u>離職等・休業の方ともに原則必要</u>です。これらの活動・手続を怠ると、 **給付が中止されることがあります**ので、ご注意下さい。

## 期間中の状況報告をしましょう

受給中は、月に1回、求職活動等状況報告書を自立相 談支援窓口に提出して下さい。

### 就職がきまったら/本業が復調したら

自立相談支援窓口へ連絡をしましょう。

※常用就職後の収入を確認するまで、給付金は中止しません。

注) 常用就職後に<u>自己の責に帰さない理由で解雇された場合</u>は、 住居確保給付金を再支給することができる場合があります。

詳しい支給要件等は社会福祉法人海南市社会福祉協議会 自立相談支援窓口まで

住 所:海南市日方1519-10 電 話:073-494-4005 メール:hth@kainanshisyakyo.com

#### 厚生労働省住居確保給付金特設サイト、コールセンター

0120-23-5572 (9:00~21:00)

※土日祝、年末年始も開設しています

スマートフォン・タブレットはこちらから→

https://corona-support.mhlw.go.jp/